

大和市子ども・子育て支援ニーズ調査及び事業計画策定業務委託 プロポーザル実施要領兼募集要領

1. 趣旨

第二期大和市子ども・子育て支援事業計画の計画期間が令和6年度で終了することから、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「(仮称)第三期大和市子ども・子育て支援事業計画」の策定に必要なニーズ調査を行い、ニーズ調査の結果等を踏まえ計画の策定を行なう。

当該委託業務の実施にあたっては、価格のみではなく、現行の計画に関する評価や子育て家庭へのニーズ調査及び調査内容の分析等を行う統計等に関する専門知識や、市の課題や国・県の政策動向を的確に捉えて計画の策定支援を行う企画力を有する事業者を選ぶ必要があることから、プロポーザル方式により受託候補者(以下、「候補者」という。)を選定するものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務委託名称

大和市子ども・子育て支援ニーズ調査及び事業計画策定業務委託

(2) 業務の目的

「(仮称)第三期大和市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、次の業務を行うことを目的とする。

- ニーズ調査業務：子育て中の家庭に対しニーズ調査を行い、その結果を分析することを通じ、事業計画策定に必要な基礎データの収集及びニーズ量の推計を行うこと。
- 事業計画策定業務：ニーズ調査業務の結果を踏まえ、現行の事業計画の施策や事業の評価を行うとともに、子ども・子育て支援法及び関連する法令や国の政策動向等を考慮し、対処すべき課題を明らかにした上で、事業計画の策定支援を行うこと。

(3) 業務内容

別紙「大和市子ども・子育て支援ニーズ調査及び事業計画策定業務委託 仕様書」のとおり。

(4) 履行期間

契約確定日(令和5年7月下旬)から令和7年3月31日まで

3. 予算上限額

12,353,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※ ニーズ調査業務終了後に支払う金額の上限は4,972,000円、事業計画策定業務終了後に支払う金額の上限は7,381,000円とする。

4. 候補者の決定方法

本業務は公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとし、企画提案書、プレゼンテーション及び見積価格などによる総合評価方式で実施する。

5. 評価委員会の設置

候補者選定にかかわる評価は、大和市子ども・子育て支援ニーズ調査及び事業計画策定業務委託事業者評価委員会設置要領に定める評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が行うものとする。

6. 候補者決定までの流れ

- (1) 大和市子ども・子育て支援ニーズ調査及び事業計画策定業務委託プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）への参加を希望する者（以下、「参加希望者」という。）は指定期日までに市に参加申込をし、市から参加資格有の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 市から参加資格有の通知を受けた者（以下、「参加者」という。）は、指定期日までに市に企画提案書等を提出したのち、プレゼンテーションを行い、評価を受けるものとする。企画提案書等の提出が5社を超えた場合は、あらかじめ市は評価委員会にて、提出された書類を審査し、プレゼンテーションを受ける5社を決定する。ただし、5社を超えた場合であっても評価委員会が特に認めた場合は、この限りでない。
- (3) 市は、評価の結果、評点が1位となった者を「最優秀提案者」、2位となった者を「次点候補者」として選定し、第一に最優秀提案者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて具体的な条件等について交渉を行うものとする。市が、期間内に最優秀提案者との交渉が成立しないと判断した場合には、市は次点候補者と交渉を行う。個別の日程については、「15. 日程及び提出書類等」のとおりとする。

※ 参加者が1事業者であっても評価を行い、提案が一定の基準に満たないと判断された場合には、候補者の決定を行わない場合がある。

7. 参加希望者の募集方法

参加希望者の募集については、本要領及び大和市子ども・子育て支援ニーズ調査及び事業計画策定業務委託企画提案書作成要領（以下、「企画提案書作成要領」という。）を定めて公表し、広く周知をはかるものとする。なお、公表はこども総務課ホームページへの実施要領等の掲載及びかながわ電子入札共同システム入札情報サービス「インフォメーション」にこども総務課ホームページURLを掲載する方法で行うものとする。

8. 資格要件

参加希望者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

登録区分	大和市入札参加有資格者名簿に、業種名「都市計画及び地方計画」、「調査業務委託」、「その他の業務請負委託」のいずれかで登録されている者であること。
入札参加停止措置	参加申込をした日から候補者決定日までのいずれかの日において、大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領に基づき、停止措置処分を受けていない者であること。
業務実績	過去4年間（令和元年度～令和4年度）において、本業務概要と同種又は同程度の業務実績を有すること。
経営の安定性	<ul style="list-style-type: none">・2年以内に銀行又は手形交換所の取引停止処分を受けていないこと（ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者を除く。）。・6月以内に手形又は小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）がないこと（ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者を除く。）。・所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
その他	その他公平な競争の妨げになる行為・事実がないこと

9. 質疑・回答

(1) 質問者は、こども総務課ホームページより質問票をダウンロードし、必要事項を記載のうえ電子メールに添付してこども総務課宛に送信すること。件名は「大和市子ども・子育て支援ニーズ調査及び事業計画策定業務委託の問い合わせについて（会社名）」とすること。

(2) 質疑に対する回答は、こども総務課ホームページ上で質疑とともに公開する。

※参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質問については、市は回答しないことができるものとする。

[受付期間] 令和5年4月20日（木）17時15分まで

[回答日] 令和5年4月27日（木）

[URL] https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/7/sonohokanojoho/kosodate/keikaku_jorei/20100.html

10. 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、こども総務課ホームページより下記書類をダウンロードし、次のとおり参加申込書を提出すること。

① 提出書類

名称	様式	記載事項
プロポーザル参加申込書	様式1-1	必要事項を記入
誓約書	様式2	代表者印を押印
法人等の概要	様式9	必要事項を記入
法人等の事業実績等の概要	様式10	必要事項を記入 ※契約書（業務概要等を確認できる仕様書・設計書等を踏む）等の写しを添付してください（必要に応じて追加書類を求めることもあります）。

※代表者印はかながわ電子入札システムに使用印鑑届として登録されている印を押印すること。

※提出後に提出済様式1-1「プロポーザル参加申込書」の内容に変更が生じた場合は、様式1-2「プロポーザル参加申込書記載事項変更届出書」及び変更後の様式1-1「プロポーザル参加申込書」を市に提出すること。

- ② 提出期限 令和5年4月27日（木）17時15分 ※提出方法にかかわらず必着
- ③ 提出場所 大和市こども部こども総務課
- ④ 提出方法 持参、郵送・宅配

※持参の際は土日祝日を除く9時から17時15分まで（12時から13時を除く）

(2) 資格審査

市は、受け付けた参加申込書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について令和5年5月10日（水）までに、様式4「参加資格確認結果通知書」で参加希望者に通知（発送）するものとする。

参加希望者はこの決定について、通知日の翌日から起算して3開庁日以内に、市に説明を求められることができる。

(3) 参加を辞退する場合

参加申込をした者又は参加者が参加を辞退する場合には、様式3「プロポーザル参加辞退届出書」に必要事項を記入のうえ、企画提案書提出締切日の17時15分までにこども総務課まで提出するものとする。

11. 企画提案について

(1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書及び企画提案書作成要領等に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。なお、仕様書は業務を委託する際の最低限の仕様であり、企画提案は1社につき1件とし、構成は次のとおりとする。

名称	様式	記載事項
(ア)企画提案書の提出について	様式5	様式のとおり
(イ)企画提案書	任意	A4版を基本とし、A3版の資料を添付する場合は、A4版サイズに折り込むこと。 A4両面印刷10枚(20ページ)以内を目安とすること。
(ウ)見積書	様式11	仕様書をもとに、企画提案書に記載された内容を実施するための見積額を積算し、次の点に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業等の項目別に、人件費等それぞれの金額を記載した内訳書を添付すること。 ・ 消費税等の税抜額、税込額の両方を記載すること。 ・ 本要領3.の予算上限額を超えない金額とすること。

(2) 企画提案書等の提出

参加者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

① 提出書類

名称	正・副	部数	備考
(ア)企画提案書の提出について	正本	1部	
(イ)企画提案書 (ウ)見積書	正本	1部	(イ)→(ウ)の順に簡易製本する。 表紙に「正本」と記載する。
	副本	7部	(イ)→(ウ)の順に簡易製本する。 表紙に「副本」と記載する。 参加者名が特定できるもの(社名、社印、社章、ロゴ等)を記載しない。

② 提出期限 令和5年5月19日(金)17時15分 ※提出方法にかかわらず必着

③ 提出場所 大和市こども部こども総務課

④ 提出方法 持参、郵送・宅配

※ 持参の際は土日祝日を除く9時から17時15分まで(12時から13時を除く)

(3) 企画提案書等についての質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答すること。

(4) プレゼンテーションの実施

各参加者が提出した企画提案書等の内容を評価するにあたり、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

日時：令和5年5月26日（金）（予定）

場所：大和市保健福祉センター5階 501会議室

時間：準備10分、説明20分、質問15分を予定

※6. (2) に示すとおり、企画提案書の提出が5社を超えた場合、市は提出された書類を審査し、プレゼンテーションを行う5社を決定する。書類審査を実施した場合は、様式5「書類審査結果通知書」により、プレゼンテーションの実施日前に通知する。

※プレゼンテーションは、市に提出した企画提案書を使用して説明することとする。ただし、企画提案書の内容を抜粋した説明用資料を作成し、プレゼンテーション時に使用することは差し支えない（企画提案書の内容の差し替え・追加は認めない）。

※プレゼンテーションの出席者は2名以内とする。

※市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

※プレゼンテーションの実施にかかる費用等は支給しない。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、実施方法を変更することがある。この場合、令和5年5月22日（月）までに参加者が提出した参加申込書に記載された連絡先に通知する。

12. 評価

評価については、各参加者が提出する企画提案書及び令和5年5月26日（金）（予定）に開催するプレゼンテーションの内容に基づき、評価委員会が行い、最優秀提案者及び次点候補者を決定する。

なお、上位1位又は2位の者が同点で複数いる場合は、評価委員会が再評価を行い、順位づけを行うものとする。

13. 評価結果の通知

市は評価の結果について、7月中旬に様式7「企画提案評価結果通知書」にて参加者に通知（発送）するものとする。評価の結果に併せて次の内容を通知する。なお、参加者は評価結果に対して通知の翌日から3開庁日以内に市に説明を求めることができるが、本プロポーザルによって選定した候補者との交渉及び契約手続きの執行を妨げるものではない。

- (1) 通知する参加者の順位と総合点数
- (2) 最優秀提案者の名称と総合点数
- (3) その他の参加者の順位と総合点数（※ただし、その他の参加者の名称はB社等とする。）

14. 契約締結に向けての交渉

(1) 仕様等の確定について

市は契約締結に向けて、最優秀提案者と交渉を行う。市は、最優秀提案者の選定をもって最優秀提案者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでない。交渉において、業務の目的達成のため必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点候補者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、市に提出した見積書に記載された額を超えないこととする。ただし、交渉時に企画提案書等に記載された項目に追加があった場合はこの限りではない。

(3) 契約書について

契約書は、市が用意したものを使用すること。

15. 日程及び提出書類等

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
公募開始	令和5年4月13日（木） 8時30分から		
質疑受付	令和5年4月20日（木） 17時15分まで	P3 メールにより	参加希望者⇒市
質疑回答	令和5年4月27日（木） 17時15分まで	ホームページで公開	
参加申込	令和5年4月27日（木） 17時15分まで	様式1-1、様式2 様式9、様式10	参加希望者⇒市
参加資格結果の通知	令和5年5月10日（水）ま でに発送	様式4	市⇒参加希望者
企画提案書提出	令和5年5月19日（金） 17時15分まで	・参加者名が記入された企 画提案書 1部 ・参加者名が記入されてい ない企画提案書 7部	参加者⇒市
参加の辞退	令和5年5月19日（金） 17時15分まで	様式3	参加者⇒市
※書類審査を実施した場 合 書類審査結果（プレゼン テーション参加の可否） 通知	令和5年 5月22日（月）以 降に発送	様式6	市⇒参加者
プレゼンテーション （予定）	令和5年 5月26日（金）		市保健福祉センター 501会議室
評価結果等の通知 （予定）	令和5年 7月中旬に発送	様式7ほか	市⇒参加者
最優秀提案者との交渉 （予定）	評価結果等の通知から 5日以内		
契約締結日（予定）	令和5年 7月下旬	契約書	
業務の履行開始	契約確定日より		

※ 最優秀提案者との交渉が成立した場合は、市は速やかに次点候補者にその旨及び次点候補者との交渉を行わないことを通知する。

16. 情報の公表等について

選定の過程や評価結果については、市は選定後において積極的に公表することとし、各参加者の名称及び評価結果を公表できるものとする。また、大和市情報公開条例に定める行政文書の公開請求があった場合においても同様に公開できるものとする。ただし、個人情報および法人等に関する情報で当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかに認められるものについてはこれらの限りではない。

17. その他

- (1) 参加希望者等が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 提出書類の提出期限を過ぎた場合
 - ※ 直接持参する場合は、当日の公共交通機関のダイヤの乱れにより提出期限を過ぎたものは、公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合のみ、遅延証明書の遅延時間範囲内の遅延に限り受け付ける。
 - ※ 郵送・宅配による場合は、郵送又は宅配事業者の都合により、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。
 - ② 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - ③ 募集要領に定める方法以外で、本案件について市職員、評価委員会等に接触をはかり、接触した事実が認められた場合
 - ④ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合
- (2) 企画提案に要する費用は、すべて参加希望者等の負担とする。
- (3) プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配布できるものとし（個人情報及び法人等に関する情報で当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかに認められるものを除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。
- (4) 提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内でコピー・配布を行う場合がある。
- (5) 受注者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。
- (6) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ適宜市が判断するものとする。
- (7) プロポーザルの過程に重大な問題があり、続行又は候補者等を決定することが不相当と認められたときは、市は、その進捗に関わらずプロポーザルを中止することができるものとし、当該中止による参加者の損害については責めを負わないものとする。

18. 問合せ・応募先

〒242-8601 神奈川県大和市鶴間一丁目31番7号
大和市保健福祉センター2階
大和市役所こども部こども総務課 藤原（フジワラ）
電話：046-260-5606 FAX：046-264-0202
e-mail：ko_kodom@city.yamato.lg.jp